

特記仕様書

- 1 件 名 : 吸収式冷温水機保守点検業務
- 2 履行場所 : 航空自衛隊松島基地
- 3 概 要 : 吸収式冷温水機保守点検
- 4 一般共通事項

(1) 仕様書

本業務は、本仕様書及び図面に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本業務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 疑義

図面と仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする。

(3) 現場管理

ア 安全管理

(ア) 履行中は、常に安全確保に留意し現場管理を行い災害及び事故防止に努める。

(イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行う。

イ 災害時の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

ウ 立入制限

本業務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

エ 写真

(ア) 業務写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚をアルバムに整理し、提出するものとする。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影するものとする。

(イ) 本業務で撮影した写真データは、CD-R及びDVD-Rに記録後、事前にウィルススキャンを実施したものを提出するものとし、その後請負者は、写真データを削除するものとする。

オ 履行時間

履行時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は別に定める様式により監督官に申請するものとする。

カ 設計図書等の管理

(ア) 設計図書及び写真等を、本業務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。

(イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとする。

キ 基地内における規定事項の遵守

本業務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。

(4) その他

ア 請負者は、他の工作物等に損害を与えないように施工するものとする。損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の責任において補償するものとする。

イ 緊急事態の発生に備え、予め「緊急連絡先一覧表」を作成し、監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

5 業務に関する要求事項

(1) 本業務は、冷暖房時期のシーズンイン、シーズンオン点検及び吸収溶液、冷却水系の水質分析を行うこと。

(2) 点検箇所については、次表及び図面のとおりとする。

(3) 請負者は、次表に示す(※印)の報告書(様式任意)を作成し、全ての報告書を提出した後、完了検査を受けること。

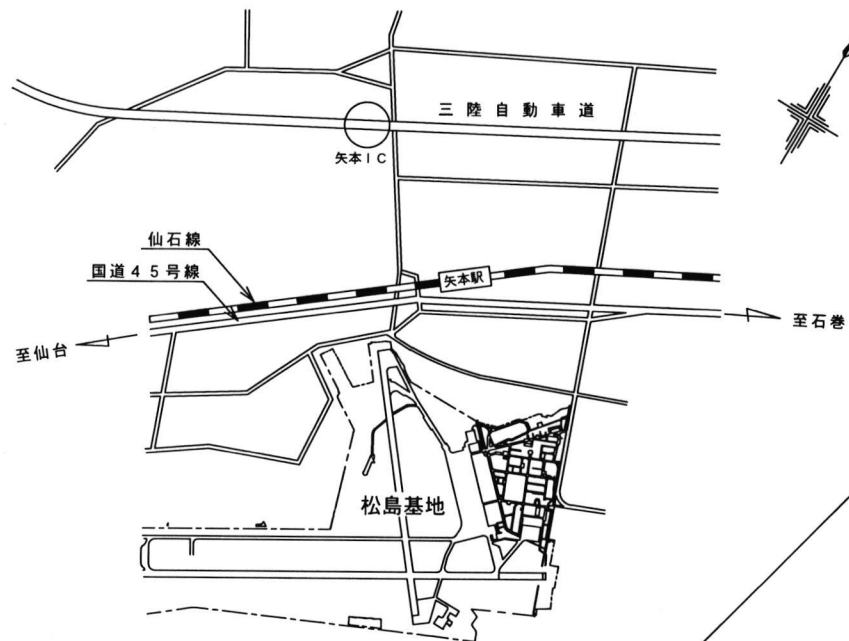
(4) 点検内容

設置場所及び型式 内 容	整備格納庫	ベースオペレーション
	矢崎	矢崎
	CH-KG100STU55	CH-KG70STU43
	No. 1 (123KW)	No. 1 (127.6KW)
	No. 2 (123KW)	No. 2 (95.7KW)
シーズンイン点検(※点検報告書)	冷房6月 暖房10月	冷房6月 暖房10月
シーズンオン点検(※点検報告書)	冷房8月 暖房2月	冷房8月 暖房2月
吸収溶液分析(※分析結果報告書)	冷房8月 暖房2月	冷房8月 暖房2月
冷却水系水質分析(※分析結果報告書)	冷房8月	冷房8月

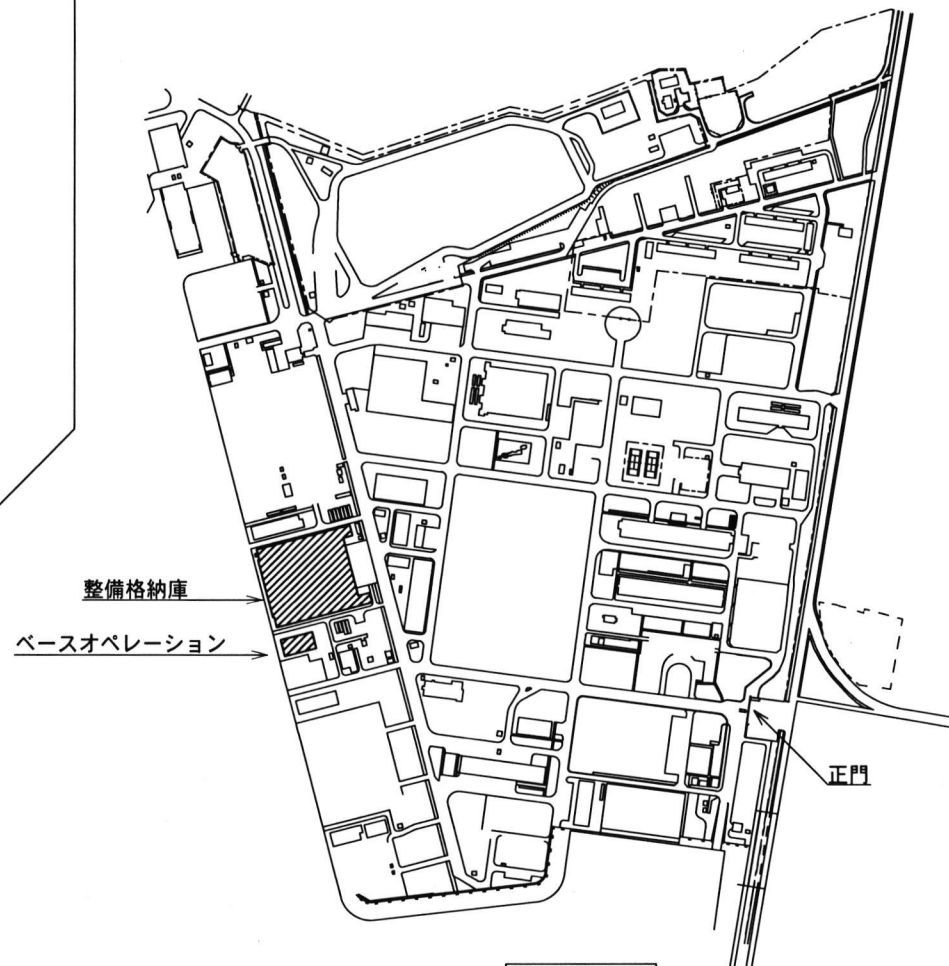
(5) 点検時期は、上記の表を基準とし細部(日程調整を含む。)については、監督官と調整をすること。

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

件名	吸収式冷温水機保守点検業務	図面番号	全2葉の内1
図面名称	特記仕様書	縮尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長
		班長	設計
松島基地施設隊		令和5年 5月 8日	



案内図



配置図

案内図及び配置図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
件名	吸収式冷温水機保守点検役務	図面 番号	全2葉 の内2		
図面 名称	案内図及び配置図			縮 尺	
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班 長	設 計
松島基地施設隊			令和5年 5月 8日		